

社会福祉法人きすき福祉会役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きすき福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定及びその他の規定等に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤の理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 この法人の役員の報酬等は、別表第1に定めるとおりとする。

4 この法人の評議員の報酬は、別表第2に定めるとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員の通勤手当支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）として別表第3により算出した額を支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、給与規程第4条第2項の規定に準じた日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関しては必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成5年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月14日から一部変更する。

附 則

この規程は、平成18年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年１月２８日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年６月１５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する

附 則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

別表第1

役職名	<u>報酬等の額</u>
理事長	<u>報酬月額</u> 20,000円
	理事会等会議への出席の都度 7,000円
常務理事 (常勤役員)	報酬月額 250,000円
<u>理事</u>	理事会等会議への出席の都度 7,000円
<u>監事</u>	理事会等会議への出席の都度 7,000円
	監事監査等への出席の都度 7,000円

別表第2

役職名	報酬等の額
評議員	評議員会等会議への出席の都度 6,000円

別表第3

鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1日につき)
1 片道50キロメートル以下の旅行の場合、普通旅客運賃	1 現に支払った運賃及び料金の実費とする。	現に支払った旅客運賃	1 現に支払った運賃及び料金の実費とする。ただし、これによりがたい場合には下記を適用する。	県内 1,900円 (雲南市内について は支給しない)	1 現に支払った料金の実費とする。ただし、これによりがたい場合には下記を適用する。
2 片道50キロメートルをこえ100キロメートル以下の旅費の場合、普通旅客運賃及び普通急行料金	ただし、これによりがたい場合には下記を適用する。		2 1キロメートルにつき24円 ただし、定期バスの通行する路線についてはバス運賃の実費額	県外（甲 地方） 5,000円	
3 片道100キロメートルをこえる旅行の場合普通旅客運賃、特別急行料金及び座席指定料金	2 普通旅 費運賃		3 雲南市内については支給しない。ただし、掛合町は除く。	県外（乙 地方） 2,000円	2 県内 10,000円 3 県外 12,000円

備 考

日当の欄中甲地方とは、東京都及び政令指定都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。